

議案第82号

岩倉市水道事業給水条例の一部改正について

岩倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年12月2日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例

岩倉市水道事業給水条例（平成10年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「以下」を「次項において」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の地方公共団体の長が法第16条の2第1項の指定をした者（次項において「非常時給水装置工事事業者」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるとときは、この限りでない。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者又は非常時給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」に、「工事しゅん工」を「工事完了」に改める。

第8条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第10条第2項中「工事しゅん工」を「工事完了」に改める。

第38条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定（「工事しゅん工」を「工事完了」に改める部分に限る。）及び第10条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。